

すぎとまち国際化推進計画

2009～2013

国際意識を育て  
だれもが住みよいまち



## 目 次

### 第 1 章

計画づくりの意義	1
国際化に向けた経緯	1
計画づくりの経過	2

### 第 2 章

計画の基本的な考え方	3
計画期間	4
事業進行の管理	4
外国人の登録状況	5
基本理念	6

### 第 3 章

施策の体系	7 ~ 8
具体的な事業	9 ~ 14

### 資料編

杉戸町国際化推進計画検討委員会設置要綱	15・16
杉戸町国際化推進計画策定委員会設置規程	17・18
杉戸町国際化推進計画策定に向けての経過	19

# 第1章

## 計画づくりの意義

近年、飛躍的に発達した情報機器技術や航空輸送手段の拡大などによって、世界間の距離は急速に縮まり、私たちにとって、とても身近なものとなっています。これら技術革新によって、世界での出来事が即日、情報として私たちの家庭にも居ながらにして届きます。また、大型の休日を利用した諸外国への旅行もたやすく、頻繁に行われるようになってきました。

企業等においては生産・販売拠点を世界各地に求め、地球上のあらゆる地域に進出して活動しています。個人においても働く場や定年後の生活の場を国外に求める人も増えてきています。

一方、日本へ入国する外国人、外国籍企業も同様の理由から年々増加しています。こうした社会の中で、日常の生活を送る上においても異なる文化や習慣を持った人とふれあう機会は、確実に増大し活発化してきており、地域で生活する隣人としての関わりを持つ割合も高まってきています。

このような国際化社会の到来とともに、私たちは国際的視野と感覚を養い、日本とは異なる文化を理解し、互いに尊重し合いながらともに共存していくことが望まれます。

本「すぎとまち国際化推進計画」は、当町の特性を踏まえた国際化施策を推進するための基本方針と具体的な施策を明らかにし、町に住むすべての人々にとって、住みやすいまちづくりと国際化へ対応した人材の育成を目指すものとします。

## 町の国際化に向けた経緯

町では、平成7年3月(1995年)に国際交流に向けた基本的な提言とした「杉戸町国際交流に向けての提言」を住民の各層構成からなる13人の委員によって、国際交流に関する方針や計画、施策等がまとめられています。

翌平成8年11月(1996年)には、民間の「杉戸町国際交流協会」が設立され、同時にオーストラリア西オーストラリア州バッセルトンシャイヤーと杉戸町との姉妹都市協定の締結がなされました。以降今日まで、住民主体による国際化推進の事業活動が活発に展開されてきています。

同国との交流のきっかけとなっているのも、民間交流からの始まりで、平

成 2 年(1990 年)から続けられていた杉戸ロータリークラブとオーストラリアロータリークラブとの相互交流による功績が大きく、さらに、平成 6 年からは中学生の国際理解と外国文化を体験し、学び育てるといった「体験学習交流」の候補地として、規模や良好な治安環境などから生徒たちの国際体験を相互に実施して、親善を深めていたことなどによります。

姉妹都市締結後からは、隔年相互に住民レベルの訪問を繰り返し、産業、技術、文化、行事などを通じた相互理解を深めており、すでに 10 年以上の歳月を重ねた交流が交わされています。

そのほか、町では住民の皆さまの協力をいただきながら、毎年日本語国際センターの研修生を受け入れるワンナイトステイ事業の実施や外国語指導助手(ALT・SLCA)による小学校の英語活動、中学校の英語教育を実施するなど、国際理解、国際感覚を養う教育への取り組みなどを行っています。

ALT=Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手のこと。国際理解が重要度を増している現在、ネイティブ(生来の)イングリッシュなどを児童・生徒に聞かせ、コミュニケーション能力を育成することをねらいとするもので、中学校などに配置されている。

SLCA=Sugito Language and Culture Adviser の略で、外国語指導助手のこと。英語を母国語とする人ならではの知識・技術、アイデアを生かし、幼稚園における国際理解教育、小学校における英語活動、中学校における英語教育を充実させる。

## 計画づくりの経過

本計画づくりにあたりましては、広く町民の皆さまのご意見やご要望を取り入れたものとするため、公募による募集や在住外国人、国際交流に活躍する住民団体、教育関係者、有識者といった方々からなる「国際化推進計画検討委員会」を設置してご協力をいただき、具体的な事業の抽出や選定を行いました。また、庁舎内関連各課等の職員で構成する「国際化推進計画策定委員会」によって、抽出事業の検討、確認、調整等を行って本計画書へ反映しています。

さらに、素案の提示段階では、各公共施設やホームページ上によってパブリックコメントを実施し、広く住民の皆さまからのご意見を求め、町民と行政との協働作業による計画づくりとなるように努めました。

## 第2章

### 計画の基本的な考え方

21世紀を迎えた今日、科学技術等の飛躍的な進展とともに、私たちの生活様相も変化し、世界各国間の距離が一段と縮まってきています。また、東西の冷戦を境に垣根が崩れたことによって、各国間のボーダレス化の流れも加速し、人・物・情報・文化・産業などといった流出・流入も容易になっています。その反面、昨今話題となる食糧やエネルギー、環境といった私たちの日常生活に密接に関わりのある問題も、国際社会の動きに伴って私たち個人の生活に直接影響を与えたり、左右されるといったグローバル社会が到来しています。

こうした国際化社会の背景を受けて、世界各国の人々とのふれあいの場やその機会も、今後ますます増えて来ることが予測されます。

町における国際化に対する取り組みは、今まで住民主体で組織する「杉戸町国際交流協会」をはじめ、ボランティアや個々の住民、企業、教育、行政での国際化に向けたさまざまな取り組みがなされてきましたが、今後においては将来に向けた国際社会間における交流の活発化や人々のつながりの緊密化等、常に変化する国際化に対応したまちづくりを計画的に進めていく必要があります。

このため、今回「すぎとまち国際化推進計画」を策定し、杉戸町の国際化に向けた、まちづくりの指針とするものです。

計画策定に当たっては、町の将来の方向性を示す「第4次総合振興計画」の後期計画「すぎと未来辞典～安心・安全やさしさ創造プラン～」(平成19年度～平成22年度)第6章…夢と希望をもちみんなが参加できるまち…との整合性を図ったものとします。

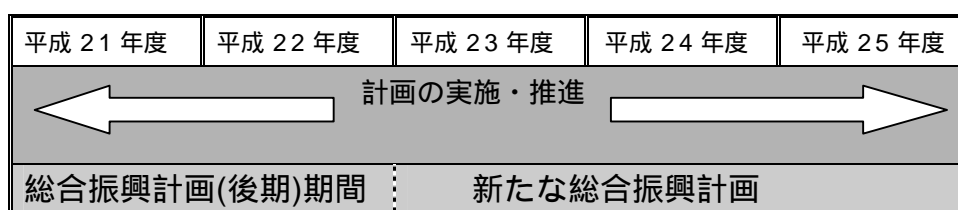
この計画では、杉戸町に暮らす外国籍住民を含むすべての皆さんにとって、住みやすいまちづくりを実現するとともに、住民一人ひとりが国際理解と国際感覚を養い、新しい時代に対応した国際人を育てて行くことを目標とします。



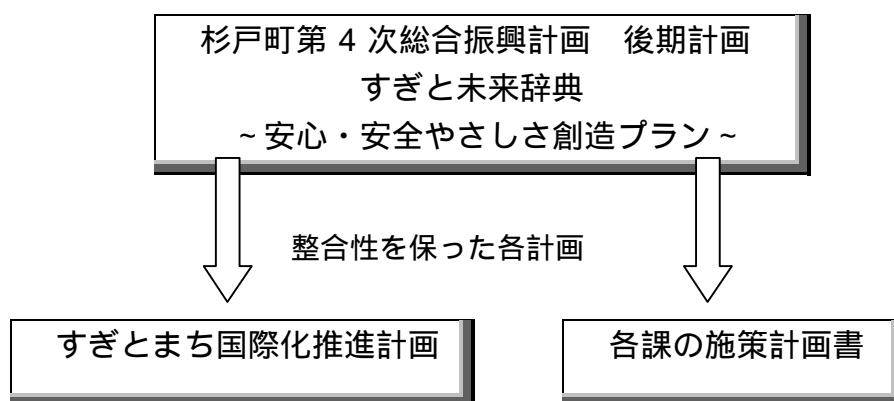
## 計画期間

本計画は、基本的な考え方でも示したように、町の施策推進を図るための上位計画である「第4次杉戸町総合振興計画」の後期計画(計画期間平成19年度～平成22年度)との整合性を保ち、平成21年度を初年度として、平成25年度までの概ね5年間の計画期間としますが、新たな総合振興計画(第5次)の策定内容や社会の変化等状況に応じ、必要によって計画内容の見直しができるものとします。

計画は25年度までの5か年



計画の位置づけ



## 事業進行の管理

計画に掲げた各項目事項は、毎年度関係機関、各課等において事業の進捗について、進行状況を管理し、その実態を把握するとともに、未達成、未着手となった事業項目の後年度以降に向けた事業の達成、推進に努力するものとします。

## 外国人登録の状況

わが町の外国人は大半がアジア圏

町の外国人登録者数の推移とした過去 10 年間の状況を見ますと、総人口に占める割合は徐々にではありますが、確実に増えてきています。なお、平成 20 年 4 月 1 日現在の登録者は、330 人を数え、総人口 47,413 人に占める割合では、約 0.7% になっています。国別では中国、フィリピン、韓国、ベトナム、パキスタンといったアジア諸国の人々が大部分を占めており、当町の特長ともいえます(表 2 国別登録者人口参照)。

表 1

外国人登録者の推移 各年 4 月 1 日現在(単位：人・%)

年 次	総人口	外国人登録人口	対人口比率
平成 11 年(1999)	47,644	207	0.43
平成 12 年(2000)	47,870	202	0.42
平成 13 年(2001)	47,892	215	0.45
平成 14 年(2002)	47,909	234	0.48
平成 15 年(2003)	47,759	272	0.56
平成 16 年(2004)	47,435	299	0.63
平成 17 年(2005)	47,262	311	0.65
平成 18 年(2006)	47,240	297	0.63
平成 19 年(2007)	47,380	331	0.69
平成 20 年(2008)	47,413	330	0.69

資料 外国人登録台帳

表 2

国別登録者人口 平成 20 年 4 月 1 日現在(単位：人)

国 名	人 数
中 国	106
フィリピン	60
韓 国	33
ベトナム	32
パキスタン	32
バングラデシュ	11
そ の 他	56
合 計	330

資料 外国人登録台帳

## 基本理念

### 国際意識を育て だれもが住みよいまち

町に住み生活する外国人の数は、微増ではありますが年々増えています。特に、当町の特長としては中国、フィリピン、韓国といったアジア諸国を中心とした外国籍の住民が大半を占めていますが、同じアジア圏であっても、それぞれ国によって異なる文化、習慣、ことばの違いがあります。日本での暮らし、生活に馴染むまでには多くの時間と苦労が伴います。例えばごみの搬出といった日常のルール1つをとっても、分別や搬出（場所や搬出日）があることの理解、こどもの入所・入学手続き或いは、生命にかかわるような急病や災害時の行動など、日常での場面から特別な場面に至るまで不安を抱いていることでしょう。

これらの困難や不安材料を改善し、豊かな生活が送れるよう行政や地域、ボランティア、交流組織等による支援体制をつくりあげる必要があります。

杉戸町という同じ地域に住む私たちは、外国籍住民に限らず「だれもが暮らしやすいまち」を実現するため、行政によるサービス提供の充実を図ることはもちろん、同じ地域に暮らす住民同士、文化や生活習慣の異なることを理解し、その違いを相互に認めあうとともに、隣人としての関係を積極的に築き、住みよい地域環境づくりを進めていくことが求められます。

また、今後ますます進展する新たな国際化社会に向けた理解や感覚を養うとともに、町の特長を捉えた行政、教育といった各種施策の展開や民間の企業、住民活動団体など様々な組織との連携を保ち、それぞれの役割を一体的に展開していく必要があります。

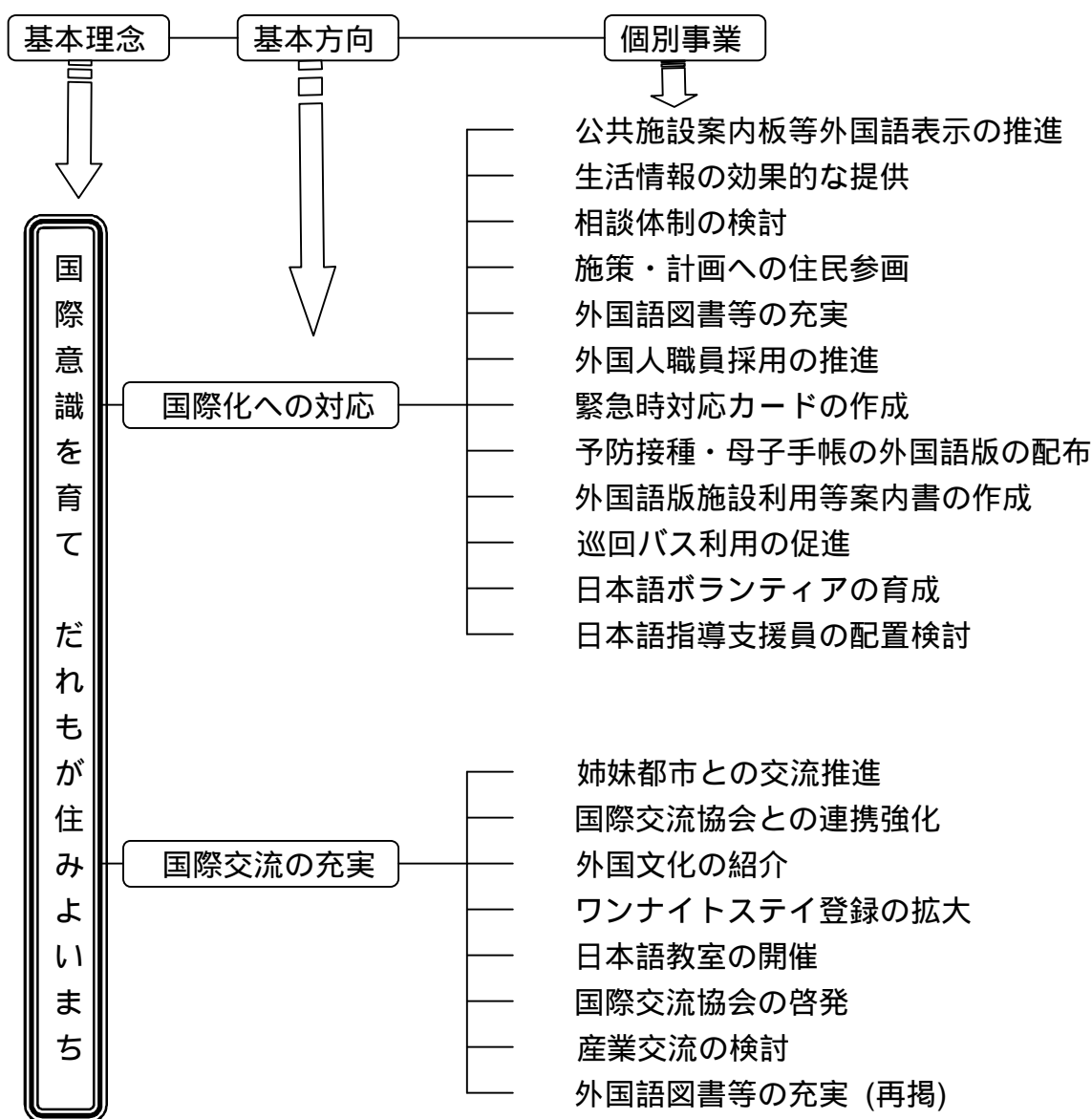
さらに、国際化の推進を継続的に実施するためには、住民が主体となって活動を続ける「杉戸町国際交流協会」をはじめ、国際化へ向けて活動する機関やボランティアなどとの、なお一層の連携と協力を強化し、住民一人ひとりを含めた全町的な取組みを図ることとし、その基本理念を「国際意識を育て だれもが住みよいまち」としました。



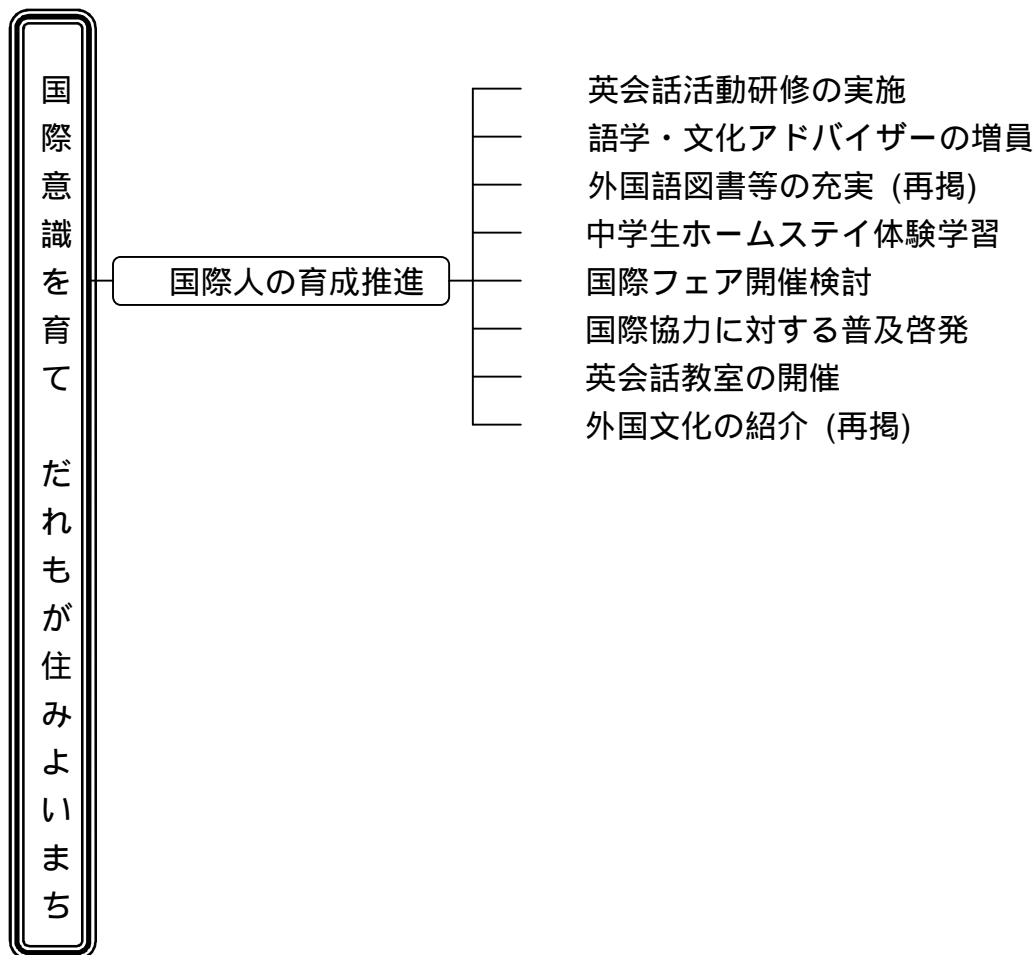
# 第3章

本章では、基本理念であります「国際意識を育て だれもが住みよいまち」の実現に向け、杉戸町の国際化推進を図るための体系化を示すとともに、具体的な実施すべき施策事業を表示します。

## 施策の体系



次ページにつづく



## 具体的な事業

理念	基本方向	個別事業	事業内容	担当等
国際意識を育てられよう	国際化への対応	公共施設案内板等外国語標示の推進	公共施設標示や施設内サインの標示について、外国語の併記や絵を利用するなどして理解しやすい表示に努めます。	施設管理課
		生活情報の効果的な提供	外国籍住民にとって、生活上の情報は欠かすことのできない大切なものです。行事・ごみ収集カレンダーや各種パンフレット等外国語版の作成及びルビ(ふりがな)をふるなど、わかりやすい標示を心がけます。また、ホームページ上の情報も一部英語併記やわかりやすい日本語に心がけ、効果的な提供を推進します。	全 課
		相談体制の検討	毎月実施している町民相談や女性相談などへの外国籍住民も相談できる体制について、整備のための調査、検討を進め実現を目指します。	人権女性政策担当 住民参加推進課
		施策・計画への住民参画	町の国際化を一層進めるため、各施策、計画づくりへの一般公募(外国籍住民を含む)の参画を積極的に求め、国際的感覚を生かした町政運営へ反映させるものとしします。	全 課

国際意識を育てられもが住みよいまち

国際化への対応

<p>外国語図書等の充実</p>	<p>町立図書館への外国語図書や資料の充実確保を図り、外国人や国際知識を学ぶ人たちの利用者拡大を図ります。 また、町と姉妹都市提携を結ぶオーストラリア(バッセルトンシャイヤー)関連図書コーナー等を設け、交流理解を推進します。</p>	<p>図書館 住民参加推進課</p>
<p>外国人職員採用の推進</p>	<p>職員募集にあたっては、法的に可能な範囲内で国籍条項を不問とするほか、国際的視野に立った行政運営と国際化に対応するため、外国人の職員採用に努めます。</p>	<p>総務課</p>
<p>緊急時対応カードの作成</p>	<p>日本語での会話が不可能な外国籍住民の防災避難や救急要請時に対応できるよう、指差しで確認できる数ヶ国語の対応カードを備え、適切な対応ができるよう努めます。</p>	<p>消防署 住民参加推進課</p>
<p>予防接種・母子手帳の外国語版の配布</p>	<p>日本語の理解が難しい外国籍住民に対し、子どもの予防接種、健康に関する英語版解説書や数ヶ国語版の母子手帳を備え、母子の健康理解促進に努めます。</p>	<p>保健センター</p>
<p>外国語版施設利用等案内書の作成</p>	<p>外国籍住民にも公共施設を気軽に利用していただけるよう外国語版施設案内書等を備え、施設活用を推進します。</p>	<p>施設管理課</p>

国際意識を育てられもが住みよいまち	国際化への対応	巡回バス利用の促進	巡回バス時刻表の外国語標記など、外国籍住民の利用環境を整え、公共施設の利用促進に努めます。	住民参加推進課
		日本語ボランティアの育成	日本語の会話や理解の困難な児童・生徒に対し、教育機関と連携して手助けを行う日本語ボランティア派遣体制づくりを推進するための登録、育成を目指します。	交流協会 学校教育課
		日本語指導支援員の配置検討	町内小・中学校に入学、転校してきた児童・生徒に対して、日本語指導支援員を配置するなど、学習体制の整備に努めます。	学校教育課
	国際交流の充実	姉妹都市との交流推進	姉妹都市であるオーストラリアバッセルトンシャイヤーとの交流も10年以上にわたる親交を深めています。さらに発展的な文化、産業面での交流を進めます。	交流協会 産業課 住民参加推進課
		国際交流協会との連携強化	住民主体で活動を展開する「杉戸町国際交流協会」との連携をさらに強化し、支援に努めます。	住民参加推進課
		外国文化の紹介	外国籍住民等による文化紹介、イベントなどを実施し、国際理解と住民コミュニケーションを図ります。	交流協会 住民参加推進課

国 際 意 識 を 育 て だ れ も が 住 み よ い ま ち	国際交流の 充実	ワンナイトス テイ登録の拡大	日本語国際センターの 研修生を一般家庭に受け 入れ、日本での生活や習慣 等を学んでいただくと共 に、相互の国際親善を深め るワンナイトステイ登録 世帯の拡大を図ります。	住民参加推進課
		日本語教室の 開催	町内での生活を豊かに 過ごせるよう日本語教室 を開催します。	交流協会
		国際交流協会 の啓発	国際交流協会の活動や 存在を住民に浸透させる ため、ホームページの更 新、広報での周知に努め、 賛同会員の拡大を検討し ます。	交流協会
		産業交流の検 討	現在、道の駅「アグリパ ークゆめすぎと」におい て、姉妹都市バッセルトン シャイヤー原産のワイン 販売を行っていますが、今 後さらに、相互製品の取り 扱いを検討します。	産業課
		外国語図書等 の充実 (再掲)	町立図書館への外国語 図書や資料の充実確保を 図り、外国人や国際知識を 学ぶ人たちの利用拡大を 図ります。 また、町と姉妹都市を結 ぶオーストラリア(バッセ ルトンシャイヤー)関連図 書コーナー等を設け、交流 理解を推進します。	図書館  住民参加推進課

国 際 意 識 を 育 て だ れ も が 住 み よ い ま ち	国際人の育成推進	英会話活動研修の実施	教職員の資質向上と国際理解を図るため、英会話研修、国際理解教育研修を計画的に実施します。	学校教育課
		語学・文化アドバイザーの増員	児童、生徒等への国際理解を一層推進するため、教育現場(幼・小・中)に外国語指導助手の増員配置を図ります。	学校教育課
		外国語図書等の充実(再掲)	町立図書館への外国語図書や資料の充実確保を図り、外国人や国際知識を学ぶ人たちの利用拡大を図ります。 また、町と姉妹都市を結ぶオーストラリア(バッセルトンシャイヤー)関連図書コーナー等を設け、交流理解を推進します。	図書館 住民参加推進課
		中学生ホームステイ体験学習	姉妹都市相互との中学生体験学習は、生きた国際理解に結びつくことから、町内3中学校とバッセルトン市内複数校との交流を継続的に実施します。	学校教育課
		国際フェア開催検討	国際化を多方面から捉える場とした、フェスティバル等の開催について、実施を検討します。	交流協会 住民参加推進課
		国際協力に対する普及啓発	地球に暮らす人々の平和と共存を願い、貧困や被災、復興等で悩む国々への支援や協力理解に対する意識の普及啓発を図ります。	交流協会 住民参加推進課

国際意識を育てだれもが住みよいまち	国際人の育成推進	英会話教室の開催	英会話の基礎や入門課程を引き続き実施し、外国人との自発的な交流を推進します。	交流協会
		外国文化の紹介 (再掲)	外国籍住民等による文化紹介、イベントなどを実施し、国際理解と住民コミュニケーションを図ります。	交流協会 住民参加推進課



## 杉戸町国際化推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 杉戸町における国際化推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、杉戸町国際化推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び協議し、杉戸町国際化推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)に報告する。

(1) 推進計画策定に関する調査

(2) 前号に掲げるもののほか、推進計画に関して検討委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱し、又は任命する委員8人以内をもって組織する。

(1) 杉戸町国際交流協会会員 2人

(2) 町内に住む外国人 1人

(3) 町の国際化推進に関心があり、計画策定に意欲のある住民 2人以内

(4) 町の国際化推進派遣事業に参加経験のある町職員 1人

(5) 学校教育課指導主事

(6) 町民課主査(外国人登録担当者)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 委員の報酬は支給しない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総務する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって可決し、可否同数のとき

は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民参加推進課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成21年3月31日限り、その効力を失う。



#### 杉戸町国際化推進計画検討委員会委員名簿

氏名	選出区分	備考
小山弘子	要綱第3条(1)	
田沼統子	要綱第3条(1)	
アロン・ジョン・ライト	要綱第3条(2)	
萩原圭子	要綱第3条(3)	
木村好子	要綱第3条(4)	
麻生雅彦	要綱第3条(5)	
佐藤道保	要綱第3条(6)	

備考欄の      は委員長      は副委員長

## 杉戸町国際化推進計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 杉戸町における国際化推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、杉戸町国際化推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

(1) 推進計画策定に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、推進計画に関して町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者 8人をもって組織し、町長が任命する。

(1) 総務財政調整幹

(2) 住民参加推進課長

(3) 秘書政策課長

(4) 総務課長

(5) 町民課長

(6) 産業課長

(7) 福祉課長

(8) 学校教育課長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長 1人を置き、委員長に総務財政調整幹を、副委員長に住民参加推進課長をもって充てる。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民参加推進課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

杉戸町国際化推進計画策定委員会委員名簿

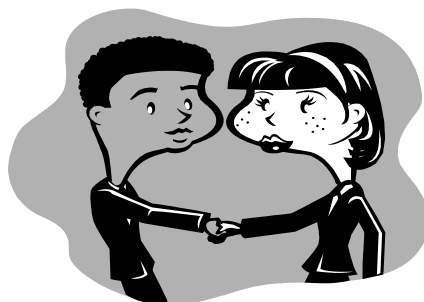
氏 名	選 出 区 分	備 考
北 島 隆	規程第 3 条(1)	
野 口 俊 彦	規程第 3 条(2)	
藤 沼 利 夫	規程第 3 条(3)	
鈴 木 聡	規程第 3 条(4)	
染 谷 康 宏	規程第 3 条(5)	
岡 田 孝 行	規程第 3 条(6)	
武 井 義 和	規程第 3 条(7)	
石 川 勉	規程第 3 条(8)	

備考欄の            は委員長            は副委員長



## 杉戸町国際化推進計画策定に向けての経過

実施区分	内 容
4月1日～ 5月15日	広報すぎと4月号にて、本計画検討委員の一般公募委員の応募受付を実施。
8月26日	第1回杉戸町国際化推進計画検討委員会の開催。 (委員長、副委員長・計画概要・スケジュール)
8月26日～ 9月26日	国際化推進計画検討委員及び庁内各課等における個別事業抽出作業実施。
1月27日	第2回杉戸町国際化推進計画検討委員会の開催。 (素案の提示、検討)
2月1日～ 2月27日	ホームページ及び各公共施設においてパブリックコメントを実施し、広く住民から意見を募集。
3月17日	第1回杉戸町国際化推進計画策定委員会の開催。 (応募意見等の調整後修正素案の提示、検討、決定)





## すぎとまち国際課推進計画

平成 21 年 3 月発行

杉戸町役場 住民参加推進課

〒345-8502 杉戸町清地 2 丁目 9 番 29 号